

証券コード 3787

2020年6月9日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田二丁目12番19号
株式会社テクノマセマティカル
代表取締役社長 田 中 正 文

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、株主様にはご来場を控えていただき、可能な限り、書面（郵送）による方法での議決権行使をお願い申しあげます。本総会の議事は、例年より円滑な進行となる方法で行い、時間を短縮して行う予定としております。

[書面（郵送）による議決権の行使]

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川 アネモネ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第20期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| | | <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）> |
| 第1号議案 | | 取締役1名選任の件 |
| 第2号議案 | | 補欠取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |

＜株主提案（第４号議案から第６号議案まで）＞

第４号議案 資本準備金処分の件

第５号議案 その他資本剰余金処分の件

第６号議案 剰余金処分の件

株主提案（第４号議案から第６号議案まで）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

４．議決権行使にあたっての注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、本株主総会にご来場される株主様は、ご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきたくお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tmath.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日）におきましては、新型コロナウイルス感染症対策が本格化するまで、我が国経済は、個人消費には力強さはなく、また、企業の景況感にも陰りが見え始めながらも、総じて緩やかな回復基調を維持しながら推移し、海外では、欧州経済はドイツをはじめ減速傾向を見せ、また、中国の景気も減速基調となるなどに加え、ブレグジット決定や米中間の貿易摩擦交渉の激化・長期化懸念による世界経済の混乱・停滞、イラン情勢の緊迫化などはあるものの、米国景気は底堅さを持続させていました。しかしながら2月以降、各国における新型コロナウイルス感染症対策のための都市封鎖などが続き、各種生産、経済活動も停止を余儀なくされるなど、先の見えない不安を残しながら推移しました。

このような中、当社の主要顧客業界である電子機器関連業界は、事業の再編を進めつつも、新興国向けに機能・性能を絞った製品の開発を進める一方、競争力の源泉である優れたアルゴリズムを用いた映像・画像・音声の圧縮伸張技術を追求し続けております。

具体的には、携帯型端末においてはワンセグ機能に加え、より高画質、大画面の方向に向かっていることから、映像・画像の圧縮伸張コア技術であるビデオコーデックにおける優れたアルゴリズムを市場が求めております。また、デジタル情報家電においても、高画質化に加え高音質化が求められており、低消費電力と合わせてそれらを実現するオーディオコーデックが期待されてきております。さらに、動画像の配信・伝送分野においても、低ビット・レートでも高画質、高音質、低遅延を実現する圧縮伸張技術が必要不可欠のものとなっております。

このような状況下、DMNAアルゴリズムを用いて高画質、高音質、低遅延はもちろん、地球環境にやさしい省エネルギーなグリーン製品群を提供している当社は、国際標準規格に基づく圧縮伸張技術の機能強化ならびに受注活動を行うとともに、独自規格のオリジナル・コーデックや圧縮してもデータが劣化しないロスレス技術、ソリューション製品としての各種低遅延伝送装置などをさらに国内外の市場に投入すべく営業努力を重ねてまいりました。

当事業年度における部門別の主要な獲得案件は後述の通りですが、新型コロナウイルス感染症問題の影響により、低遅延伝送装置が米国TV局向けにリモー

ト・スタジオ中継用に需要が増えた一方で、顧客の開発計画の見直しや延期、製品製造・出荷の停止/低迷の影響が大きく、通期での売上高は大きく減少することとなりました。

一方、費用・損益面では、売上高の大幅減少により販管費などのコストを賄うことができず、大幅な損失を計上することとなりました。

なお、当社の売上高は、主要顧客の決算期末（主として9月と3月）に集中する傾向がある一方、販管費等のコストは、各四半期とも大幅な変動はない、という特徴を有しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は524百万円（前期比39.1%減）となり、経常損失173百万円（前期は経常利益100百万円）、当期純損失176百万円（前期は当期純利益85百万円）となりました。

部門別の業績につきましては、次のとおりです。

（ソフトウェアライセンス事業）

営業活動におきましては、単体IPでのライセンス営業から複数IPをモジュール化してのライセンス営業に力をいれました。

主要な案件としましては、次のとおりです。

《量産ライセンス》

- ・エコーキャンセラ/ノイズサプレッサ：車載機器向け
- ・AAC\_LCエンコーダ/デコーダ：デジカメ向け
- ・OPUSデコーダ：車載機器向け

《評価ライセンス》

- ・ズームボイス・ソフトウェア：音声認識装置向け
- ・AAC\_LCエンコーダ/デコーダ：デジカメ向け
- ・AAC\_LCエンコーダ/デコーダ：学習機器向け

以上の結果、当事業年度の売上高は187百万円となりました。

（ハードウェアライセンス事業）

営業活動におきましては、4K技術、ロスレス技術、H.265、スムージング技術を中心にライセンス営業活動、海外案件獲得活動を展開しました。

主要な案件としましては、次のとおりです。

《量産ライセンス》

- ・固定長圧縮技術：液晶モジュール向け
- ・JPEG（4Pixel）デコーダ：放送映像機器向け
- ・固定長圧縮技術：LEDパネル向け

以上の結果、当事業年度の売上高は176百万円となりました。

(ソリューション事業)

営業活動におきましては、当社の既存技術と開発力をベースに顧客のカスタム案件の獲得およびオリジナル・コーデックを用いて低遅延・高画質を両立させた小型版画像伝送システムや放送局向け低遅延送り返しシステムの販売活動を中心に展開しました。

主要な案件としましては、次のとおりです。

- ・超低レート映像伝送システム開発：特殊装備向け
- ・ソフトウェア開発移植：小型検査装置向け
- ・低遅延伝送装置とTally & Intercomパネルの販売：国内CATV局向け
- ・低遅延送り返しシステムの販売：米国放送局向け
- ・オーディオ向けDSP移植の受託
- ・低遅延伝送装置：移動体搭載映像伝送向け
- ・OPUSデコーダ カスタム対応：車載機器向け
- ・低遅延映像伝送装置：放送局向け
- ・HEVC/H. 265関連ドライバ開発：デジカメ向け
- ・H. 264 ソフトウェア デコーダ カスタム対応：車載機器向け
- ・WiFi SyncViewer：教育機関向け
- ・低遅延映像伝送システム：防衛機器向け
- ・ハンズフリー向けソフトウェア開発：通信機器向け
- ・低遅延映像伝送装置：5G自動/遠隔運転実証実験向け
- ・WiFi伝送用エンコーダ開発：学習機器向け
- ・遠隔操縦用ソフトウェア調整：建設機器向け
- ・低遅延伝送装置：地方自治体防災システム向け
- ・低遅延伝送装置：米国放送局向け

以上の結果、当事業年度の売上高は160百万円となりました。

| 事業区分          | 売上高       | 受注高       |
|---------------|-----------|-----------|
| ソフトウェアライセンス事業 | 187,751千円 | 187,751千円 |
| ハードウェアライセンス事業 | 176,051千円 | 168,684千円 |
| ソリューション事業     | 160,227千円 | 162,800千円 |

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第 17 期<br>(2017年3月期) | 第 18 期<br>(2018年3月期) | 第 19 期<br>(2019年3月期) | 第 20 期<br>(2020年3月期)<br>(当事業年度) |
|-------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                | 629,336              | 651,428              | 860,033              | 524,030                         |
| 経常利益又は<br>経常損失(△) (千円)                    | △90,396              | △63,699              | 100,959              | △173,404                        |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)                  | △93,349              | △69,508              | 85,865               | △176,145                        |
| 1株当たり当<br>期純利益又は<br>1株当たり当<br>期純損失(△) (円) | △36.00               | △26.81               | 33.11                | △67.93                          |
| 総 資 産 (千円)                                | 2,835,155            | 2,773,874            | 2,875,113            | 2,654,192                       |
| 純 資 産 (千円)                                | 2,732,392            | 2,670,405            | 2,755,323            | 2,572,985                       |
| 1株当たり<br>純 資 産 額 (円)                      | 1,053.72             | 1,029.82             | 1,062.57             | 992.27                          |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は以下の項目を対処すべき課題と捉え、対処してまいります。

### ① 特定市場への戦略的アプローチ

当社の開発、ライセンスする製品は、国際標準規格に準拠しており、その用途・ライセンス対象は多岐にわたります。一方、デジタル信号処理技術の進展はめざましく、日夜新しい技術・規格が世界中で産み出されており、その競争も非常に激しいものとなっています。このような環境下、より多くの電子機器に当社製品を搭載していただき、ライセンス収入を得るためには、対象となる機器・顧客に最適な性能・機能を持った製品をいち早く開発・提供する必要があります。当社では携帯型機器（Handset）、撮像機器（Imaging）、リビング向け機器（Consumer）、アミューズメント（Amusement）、車載情報システム機器（Automotive）、及び映像・画像配信機器（Broadcasting）を重点対象と位置づけ、これらの市場・顧客に対して、戦略的な受注・開発・ライセンス活動を行っていく方針です。また、ソリューション製品は主として放送・伝送システムとして市場投入していく方針です。

### ② 販売体制の拡充

当社の製品は業界の一部では非常に高い評価を得ているものの、業界全体として見た場合には未だ認知度は高くなく、この認知度を上げることが急務

であると考えております。より広く潜在顧客へのアプローチを行うことで、当社の潜在市場、製品用途はさらに広がるものと考えております。そのためにマーケティング機能を充実させ、また、営業部門と開発部門とが技術動向のすり合わせを密に行うとともに、代理店との関係を強化することで、より多くの市場へ効率よくアプローチを行い、国内外を含めた市場拡大を目指していく方針です。

### ③ 効率的な開発・サポート体制の構築

地上デジタル放送の本格化に伴い、各種表示装置はもちろん、携帯型端末機器へも高精細動画機能が搭載されるなどの環境変化により、当社製品への引合いならびに製品の受注活動が活発化している一方、多様な顧客に対して高品質な製品を提供するための効率的な体制の構築が課題となっております。将来の収益源を産み出す研究・開発組織体制の整備はもちろん、製品化から品質保証・納期対応にいたるまで、一貫した組織体制の構築が事業成長の鍵となると認識し、顧客へのさらなるサポート体制拡充を含めた施策を実施してまいります。

### ④ デモ・システムの充実

各種デジタル映像・画像機器に当社が開発したDMNA（革新的なアルゴリズム）を用いた圧縮・伸張技術を採用すると、低消費電力化が図れることに加え、画質、音質はもちろん、処理速度（リアルタイム性／遅延量）などの性能が数倍向上します。

このような当社製品の優位性を確認・理解していただけるデモ・システムを開発し、効果的な営業活動が行える体制をとってまいります。

### ⑤ 組織の活性化

当社は社員の平均年齢が約47歳と決して若い企業とは言えません。また、ここ数年の業績動向は決して芳しいものではない一方、業務運営に緊張感、危機意識、活気がない部分が散見されるようになってきました。これらに対処すべく、能力のある若手社員の採用に力を入れるとともに、人事・処遇を今まで以上に成果・貢献度を重視して行うなど、業績回復の前提ともなる組織活性化のための施策を実施してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

| 事業区分          | 主要製品                                                                                                                                                        |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ソフトウェアライセンス事業 | 4K8K H.265、H.264、WMV、MPEG-4、JPEG、JPEG2000、AAC、MP3、AMR、WMA、AC3、ノイズサプレッサ、エコーキャンセラ、Opus、FLAC、3D AAC、風雑音低減、ズームボイス、H.264SVC、FRC、V2M、V2B、V2C、V2S、HDR、WDR          |
| ハードウェアライセンス事業 | 4K8K H.265、H.264、MPEG-2、MPEG-4、JPEG、V3、H.264AVC、H.264 4K×2K、高速JPEG、H.264 I-only、H.264/H.265 マルチコーデック、4K FRC、1/2 1/3 1/4 FLC、HDR、WDR、ロスレス圧縮                  |
| ソリューション事業     | 低遅延IP伝送装置、4K伝送装置、小型版低遅延IP伝送装置、H.264LSI搭載ボード、単機能LSI (H.264)、H.265 4:2:2 リアルタイムプレーヤー、1/4固定長圧縮プレーヤー、WiFi同期配信システム、ターゲティング装置、FPGA用デザインキット、小型版低遅延IP伝送装置マルチビューシステム |

## (6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 本社           | 東京都品川区    |
| 金沢テクノロジーセンター | 石川県金沢市    |
| 神戸事業所        | 兵庫県神戸市中央区 |

## (7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 65名  | 2名増       | 47.7歳 | 9.6年   |

## 2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,680,000株  
(2) 発行済株式の総数 2,593,100株 (うち自己株式64株)  
(3) 単元株式数 100株  
(4) 株主数 1,841名  
(5) 大株主 (上位10名)

| 株主名       | 持株数        | 持株比率   |
|-----------|------------|--------|
| 田中正文      | 1,070,000株 | 41.26% |
| 出口眞規子     | 202,000    | 7.79   |
| 秋元利規      | 130,000    | 5.01   |
| 橋本文男      | 71,000     | 2.73   |
| 三田由美      | 32,600     | 1.25   |
| 高士隆弘      | 31,800     | 1.22   |
| 株式会社SBI証券 | 31,500     | 1.21   |
| 有限会社みんみん  | 25,000     | 0.96   |
| 鈴木智博      | 23,000     | 0.88   |
| 川村哲明      | 20,500     | 0.79   |

(注) 持株比率は自己株式 (64株) を控除して計算しております。



### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|-----------|--------------|
| 代表取締役社長   | 田 中 正 文   |              |
| 取締役副社長    | 出 口 眞 規 子 | 管理部長         |
| 取 締 役     | 森 口 由 起 夫 |              |
| 常 勤 監 査 役 | 真 鍋 利 明   | 真鍋利明税理士事務所   |
| 監 査 役     | 林 絃 子     |              |
| 監 査 役     | 松 下 近     |              |

- (注) 1. 取締役森口由起夫氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役真鍋利明氏、監査役林絃子氏及び監査役松下近氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役真鍋利明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役森口由起夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役森口由起夫氏及び社外監査役松下近氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(1) | 73百万円<br>(1) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 3<br>(3)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 6<br>(4)  | 76<br>(4)    |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第4回定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第4回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
監査役真鍋利明氏は、真鍋利明税理士事務所を経営しております。  
当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 主な活動状況                                                                                   |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 森 口 由起夫 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、企業経営及び経済に関する豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役 真 鍋 利 明 | 当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。            |
| 監査役 林 紘 子   | 当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に経営管理の観点から、必要な発言を適宜行っております。         |
| 監査役 松 下 近   | 当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。主に開発部門における豊富な経験と見識から、必要な発言を適宜行っております。    |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

普賢監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 13百万円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 13百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記①②は全て普賢監査法人に対する報酬であります。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は法令及び定款を遵守するとともに、社会倫理の遵守があらゆる企業活動の前提であることを理解し、これを実践していきます。当社はそのための教育ならびに啓蒙を継続的に行うことでその重要性を周知徹底してまいります。

取締役会は取締役会規程の定めに従い、経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行います。取締役は取締役会に対して業務執行に関する報告を行うとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督します。併せて、社外監査役を含む監査役は監査基準及び監査計画に従い、取締役の職務執行状況を監査するものとしております。

コンプライアンスについては管理部門担当役員を責任者として、法務業務及び内部監査業務を強化、推進することにより全社横断的な取り組みを統括していく計画であります。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要会議の議事録、稟議書、契約書、その他取締役の職務の執行にかかわる情報は、文書管理規程に基づき、安全かつ適切に保管及び管理を行い、取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合にはこれに速やかに対応することとなっております。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

全社的及び組織横断的なリスク状況の監視ならびに対応は管理部門を中心に行うものとし、重要事項については、取締役会に報告する体制をとっております。

また、各部門の担当業務に内在する各種のリスクについては、その部門長を責任者として、それぞれの担当部門において、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行い、リスク管理体制を整えております。

内部監査人は、それぞれの担当部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、代表取締役社長に報告することとし、必要のある場合には、監査報告の指摘に基づきそれぞれの担当部門が改善策を決定し、その実施状況を代表取締役社長に報告することとなっております。

上記のような体制をとるとともに、リスクコントロールによる経営の健全化と収益基盤の安定化は当社の重要課題であることから、法律事務所と顧問契約し、必要に応じて法律問題全般についてアドバイスを受けております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等において、それぞれの担当部門の分掌業務、各職位の役割、職務内容及び権限を定め、合理的、効率的、かつ組織的な業務の遂行を図っております。

必要に応じて、部門横断的な会議体を設け、その適切な運営に努めることにより、取締役会の議事を充実させ、業務を効率的に執行する体制を整えております。

取締役会で決定された中期経営計画及び年次事業計画・予算に基づき、月次・四半期業績管理を実施することにより、経営計画とその迅速なフォローアップを遂行する体制をとっております。

⑤会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととします。補助使用人は兼務も可能とするが、当該職務を遂行するには専ら監査役の指揮命令の下におき、取締役から独立して職務を遂行させる措置をとるものとします。

また、補助業務に係る人事評価及び補助使用人の人事異動等については、監査役の事前の同意を得て行うものとします。

⑦取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加するとともに、稟議書等、業務執行に関わる重要な書類を閲覧し、必要のある場合には、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けることができるものとします。

また、取締役及び使用人は当社の業務ならびに業績に重大な影響を及ぼす事実を確認した場合には、速やかに監査役会に報告するものとし、併せて、監査役相互でも報告を行うものとします。

なお、監査役会に報告をした取締役及び使用人が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう、通報者等の保護については、内部通報制度と同様に対応するものとします。

⑧監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

## （２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること及び効率的に行われることの確保

定例取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づき適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

②リスク管理体制

内部監査人が、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に従い、各部門毎に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び常勤監査役に報告しました。

③コンプライアンス体制

制定済みの「経営理念と行動規範」についての啓蒙を半期毎に実施し、また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を運用しました。

④監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査人その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

# 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目                     | 金 額        |
|-------------|-----------|-------------------------|------------|
| ( 資 産 の 部 ) |           | ( 負 債 の 部 )             |            |
| 流 動 資 産     | 1,859,110 | 流 動 負 債                 | 76,996     |
| 現 金 及 び 預 金 | 1,556,537 | 買 掛 金                   | 21         |
| 受 取 手 形     | 1,973     | 未 払 金                   | 3,582      |
| 電 子 記 録 債 権 | 3,261     | 未 払 費 用                 | 20,016     |
| 売 掛 金       | 208,693   | 未 払 法 人 税 等             | 10,992     |
| 商 品 及 び 製 品 | 32,509    | 未 払 消 費 税 等             | 11,998     |
| 原材料及び貯蔵品    | 27,181    | 前 受 金                   | 2,864      |
| 前 払 費 用     | 17,154    | 預 り 金                   | 4,250      |
| そ の 他       | 11,800    | 前 受 収 益                 | 1,222      |
| 固 定 資 産     | 795,081   | 賞 与 引 当 金               | 22,048     |
| 有 形 固 定 資 産 | 8,108     | 固 定 負 債                 | 4,210      |
| 建 物         | 3,896     | 繰 延 税 金 負 債             | 4,210      |
| 工具、器具及び備品   | 4,212     | 負 債 合 計                 | 81,206     |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,117     | ( 純 資 産 の 部 )           |            |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 978       | 株 主 資 本                 | 2,563,446  |
| そ の 他       | 138       | 資 本 金                   | 2,032,255  |
| 投資その他の資産    | 785,856   | 資 本 剰 余 金               | 2,161,255  |
| 投 資 有 価 証 券 | 755,032   | 資 本 準 備 金               | 2,161,255  |
| 長 期 前 払 費 用 | 1,894     | 利 益 剰 余 金               | △1,629,985 |
| そ の 他       | 28,929    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | △1,629,985 |
| 資 産 合 計     | 2,654,192 | 繰 越 利 益 剰 余 金           | △1,629,985 |
|             |           | 自 己 株 式                 | △79        |
|             |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 9,539      |
|             |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 9,539      |
|             |           | 純 資 産 合 計               | 2,572,985  |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 2,654,192  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額      |
|---------------------|----------|
| 売 上 高               | 524,030  |
| 売 上 原 価             | 45,384   |
| 売 上 総 利 益           | 478,646  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 654,678  |
| 営 業 損 失             | △176,031 |
| 営 業 外 収 益           | 7,294    |
| 営 業 外 費 用           | 4,667    |
| 経 常 損 失             | △173,404 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失     | △173,404 |
| 法人税、住民税及び事業税        | 2,740    |
| 当 期 純 損 失           | △176,145 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |              |                                 |              |         |                |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|---------------------------------|--------------|---------|----------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                       |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |
| 当期首残高                   | 2,032,255 | 2,161,255 | 2,161,255    | △1,453,840                      | △1,453,840   | △41     | 2,739,628      |
| 当期変動額                   |           |           |              |                                 |              |         |                |
| 当期純損失                   |           |           |              | △176,145                        | △176,145     |         | △176,145       |
| 自己株式の取得                 |           |           |              |                                 |              | △37     | △37            |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |           |           |              |                                 |              |         |                |
| 当期変動額合計                 | —         | —         | —            | △176,145                        | △176,145     | △37     | △176,182       |
| 当期末残高                   | 2,032,255 | 2,161,255 | 2,161,255    | △1,629,985                      | △1,629,985   | △79     | 2,563,446      |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                   | 15,694           | 15,694         | 2,755,323 |
| 当期変動額                   |                  |                |           |
| 当期純損失                   |                  |                | △176,145  |
| 自己株式の取得                 |                  |                | △37       |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | △6,154           | △6,154         | △6,154    |
| 当期変動額合計                 | △6,154           | △6,154         | △182,337  |
| 当期末残高                   | 9,539            | 9,539          | 2,572,985 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

- ・時価のないもの

##### ② たな卸資産

- ・商品、製品及び原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・仕掛品

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

##### ② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

均等償却によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

#### (4) 収益及び費用の計上基準

受注製作のソフトウェアに係る収益及び原価の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

ロ その他のプロジェクト

工事完成基準を適用しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本と

消費税等の会計処理

なる重要な事項

税抜方式によっております。



## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

186,956千円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 2,593,100株  | 一株         | 一株         | 2,593,100株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 33株         | 31株        | 一株         | 64株        |

## 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|          |            |
|----------|------------|
| 繰越欠損金    | 228,603千円  |
| 賞与引当金    | 6,751千円    |
| 商品評価損    | 9,769千円    |
| 未払事業税    | 3,213千円    |
| その他      | 1,525千円    |
| 繰延税金資産小計 | 249,863千円  |
| 評価性引当額   | △249,863千円 |
| 繰延税金資産合計 | 一千元        |

(繰延税金負債)

|              |          |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | △4,210千円 |
| 繰延税金負債合計     | △4,210千円 |

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用は安全性の高い金融資産を対象に行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、その多くが4か月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券は、余資運用のため保有する株式及び投資信託であり、株式発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、随時時価や発行体の財務状況を把握し、市況を勘案して保有状況の是非について見直しを行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 1,556,537        | 1,556,537 | —       |
| (2) 受取手形   | 1,973            | 1,973     | —       |
| (3) 電子記録債権 | 3,261            | 3,261     | —       |
| (4) 売掛金    | 208,693          | 208,693   | —       |
| (5) 投資有価証券 | 502,799          | 502,799   | —       |
| 資 産 計      | 2,273,265        | 2,273,265 | —       |
| (6) 買掛金    | 21               | 21        | —       |
| (7) 未払金    | 3,582            | 3,582     | —       |
| (8) 未払法人税等 | 10,992           | 10,992    | —       |
| (9) 未払消費税等 | 11,998           | 11,998    | —       |
| (10) 預り金   | 4,250            | 4,250     | —       |
| 負 債 計      | 30,845           | 30,845    | —       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(6) 買掛金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等、(9) 未払消費税等、(10) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分   | 貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|---------------|
| 非上場株式 | 252,232       |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,556,537    | —                   | —                    | —            |
| 受取手形   | 1,973        | —                   | —                    | —            |
| 電子記録債権 | 3,261        | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 208,693      | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 1,770,465    | —                   | —                    | —            |

6. 資産除去債務に関する注記

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく現時点で移転等も予定されていないものについては、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に対応する資産除去債務を計上しておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 992円27銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 67円93銭  |

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年 5 月20 日

株式会社テクノマセマティカル

取締役会 御中

普賢監査法人

東京都港区

|         |       |     |       |
|---------|-------|-----|-------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 荒 木 | 正 博 ⑩ |
| 業務執行社員  |       |     |       |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 佐 藤 | 功 一 ⑩ |
| 業務執行社員  |       |     |       |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノマセマティカルの2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社テクノマセマティカル 監査役会

常勤監査役 真鍋利明 ⑩

社外監査役 林 紘子 ⑩

社外監査役 松下 近 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### ＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

#### 第１号議案 取締役１名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役森口由起夫氏が任期満了となりますので、改めて取締役１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )               | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| も り ぐ ち ゆ き お<br>森 口 由 起 夫<br>(1963年12月4日生) | 1989年４月 株式会社野村総合研究所 入社<br>1995年４月 駒澤大学経済学部 非常勤講師<br>1998年４月 野村證券株式会社 入社<br>2011年９月 株式会社ぐるなび 入社<br>2012年６月 株式会社ぐるなび総研 取締役<br>2016年６月 当社社外取締役（現任） | 一株                 |

- (注) １．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ２．取締役候補者森口由起夫氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は、森口由起夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ３．森口由起夫氏は、企業経営及び経済に関する豊富な経験と見識を有しており、社外取締役として、当社の企業価値向上のための適切な提言を頂けるものと期待し、選任をお願いするものであります。
- ４．当社は森口由起夫氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- ５．森口由起夫氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。

## 第2号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )      | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                             | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| せ き ま も る<br>関 守<br>(1949年10月17日生) | 1974年4月 野村證券株式会社 入社<br>1999年6月 野村パプコックアンドブラウン株式会社執行役員<br>2005年10月 高木証券株式会社 入社<br>2007年4月 同社 常務執行役員 | 一株                 |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠取締役候補者関守氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3. 関守氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

同氏は、企業経営及び経済に関する豊富な経験と見識を有しており、社外取締役として、当社の企業価値向上のための適切な提言を頂けるものと判断したためであります。



### 第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役真鍋利明氏が任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )             | 略歴、当社における地位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                     | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ま な べ と し あ き<br>真 鍋 利 明<br>(1964年9月25日生) | 1987年4月 株式会社内田洋行入社<br>1992年7月 東京第一会計株式会社入社<br>2001年1月 小島大税理士事務所入所<br>2003年2月 真鍋利明税理士事務所開業（現任）<br>2005年6月 当社常勤社外監査役（現任） | 300株               |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者真鍋利明氏は、社外監査役候補者であります。
3. 真鍋利明氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- 同氏は、当社の現任の社外監査役として監査役の職務を十分に果たしており、また、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、専門的見地を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役としての職務を適正に遂行できると判断する理由について
- 真鍋利明氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられること及び既に当社の社外監査役として実績を上げていることなどから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 真鍋利明氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって15年であります。

## ＜株主提案（第４号議案から第６号議案まで）＞

第４号議案から第６号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

### 第４号議案 資本準備金処分の件

#### 提案の内容

「第６号議案 剰余金処分の件」の実施を目的として、資本準備金の額を20億円減少し、その他資本剰余金に振り替える。

### 第５号議案 その他資本剰余金処分の件

#### 提案の内容

「第６号議案 剰余金処分の件」の実施を目的として、「第４号議案 資本準備金処分の件」の可決を条件として、その他資本剰余金の額を20億円減少し、繰越利益剰余金に振り替える。

### 第６号議案 剰余金処分の件

#### 提案の内容

「第５号議案 その他資本剰余金処分の件」の可決を条件として、令和２年６月開催予定の株主総会開催日の翌日を効力発生日として、令和２年３月31日時点の株主名簿に記載された株主に対して普通株式１株につき金50円（純資産の約５％に相当する額で、配当総額は50円に令和２年３月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額）の特別配当支払いを実施する。

## 第４号議案から第６号議案まで

### 提案の理由

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府から緊急事態宣言が発令されました。日常生活において、数多くの人が甚大な被害を受けていることを勘案して、令和２年３月31日時点の株主名簿に記載された株主に対する特別配当支払いを実施するもの。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて株式市場が低迷する中、日本銀行はETFの年間買い入れ額を12兆円に増やす金融緩和を行い、その結果、大型株を中心とした株価は戻り基調にある。しかしながら、中小型株に位置する当社株式は買い入れの対象にはならず、依然、株価が低迷しているため、特別配当支払いによる株主還元策を実施し、ひいては株主の増加、株価の適正化に繋げるものとする。

## ○第4号議案から第6号議案までについての取締役会の意見

取締役会としては、各議案に反対します。

従来から当社では、期間損失の積み上がりである累積損失は、期間利益の積み上げで解消する、を基本方針としており、この基本方針を今回変更すべき積極的、合理的な理由、事情は見当たらない、と判断しています。また、現時点では新型コロナウイルス感染症問題とそれによる経済混乱は終息の時期が全く見通せないことから、各企業とも資金繰りに支障をきたすことのないように対応しているところです。株価対策として常日頃から増配や自己株消却の実施を求める機関投資家の中にも配当見送りによる資金ポジションの確保、積み上げを容認するところも出てきているとの一部報道もあるようですので、従来から無配の当社がこの時期に資金流出となる特別配当をあえて実施することは、危機管理の観点からも妥当ではない、と考えられるため。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



東京都港区高輪三丁目13番3号

SHINAGAWA GOOS 1階

TKPガーデンシティ品川

アネモネ

- JR線および京急線品川駅高輪口から徒歩3分
- ・ お車でご来場の際は、駐車料金は有料となります。
- ・ 公共交通機関をご利用ください。

※新型コロナウイルスの今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tmath.co.jp>）にてお知らせいたします。